

紀要

36

- 初期土偶から中期土偶への展開を読み解く
 —精霊像としての土偶に関する認識の更新と深化を課題として—…………… 瀬口 眞司（1）
- 古墳時代の「石杵」状石製品について
 —蒲生郡日野町播沢遺跡出土事例の紹介—…………… 辻川 哲朗（17）
- 群集墳の築造と被葬者像
 —太鼓塚古墳群を素材として—…………… 堀 真人（24）
- 古墳時代の大刀形製品にかかる覚書…………… 宮村 誠二（40）
- 長浜市八雲書院資料調査報告＜瓦編2＞…………… 福井 知樹（45）
- 遺物三次元計測の実験的試行…………… 山田梨紗子・福井 知樹（64）
- 滋賀県埋蔵文化財地域展Ⅳにおける試みとその成果
 —「広げる」「深める」「育てる」「つながる」展示へ—…………… 木下 義信（78）

古墳時代の「石杵」状石製品について

―蒲生郡日野町播沢遺跡出土事例の紹介―

辻川 哲朗

目次

1. はじめに
2. 遺跡の概要
3. 事例の情報
4. 事例の検討
5. おわりに

― 論 文 要 旨 ―

平成 29 年度から令和元年度にかけて、滋賀県蒲生郡日野町三十坪等地先に所在する播沢遺跡で発掘調査を実施した。当該調査の報告書に報告を遺漏した「石杵」状石製品について報告する。出土遺構・出土状況・本体にのこされた器面痕跡等を検討した結果、本例は古墳時代前期の円筒形石製品で、両端面に作業面をもち、片手で保持しつつ、端面で対象物を敲打もしくはすり潰すさいに使用された道具であると推定した。また、その位置づけとして、形状等の点から本石製品が朱精製に関連する道具の一つである「石杵」である可能性を指摘するとともに、それ以外に通有の磨石である可能性も否定できないと結論づけた。

―― キーワード

古墳時代 朱精製 石杵 磨石 播沢遺跡

1. はじめに

本稿の目的 平成29年度から令和元年度にかけて、蒲生郡日野町三十坪・内池地先に所在する番場遺跡・播沢遺跡において、県道日野徳原線道路整備工事に伴う発掘調査が実施された。筆者は平成29年度発掘調査と整理調査を担当し、正式報告書を令和4年度末に刊行した（辻川2023）。ただ、整理調査の最終過程で、播沢遺跡において出土した「石杵」と目される石製品1点（以下、「石杵」状石製品、もしくは本石製品と称する）が報告対象から漏れていることに気づいた。しかし、すでに報告書入稿後であったため、報告書での事例報告をなしえなかった。そこで、本誌の紙幅を借りて、報告書の補遺として本石製品の内容を報告したい。これが本稿の主たる目的である。

本稿の構成 以上の立場にたって、つぎのような構成で報告をすすめる。まず、本石製品が出土した播沢遺跡の調査結果の概要を確認する（第2章）。それをふまえて、本石製品が出土した状況や、石製品本体の観察結果等の本石製品にかんする情報を整理する（第3章）。さらに、従来の認識を確認したうえで、本石製品の性格等について検討する（第4章）。

2. 遺跡の概要（図1）(1)

遺跡の位置 本石製品が出土した播沢遺跡は滋賀県蒲生郡日野町三十坪・内池地先に所在する。地理的にみると、琵琶湖の東側一湖東地域にあたり、東部鈴鹿山系から西流する日野川の上流部右岸域の扇状地上に位置する。いま少し詳細にみると、播沢遺跡の立地する場所は、北側を西流する出雲川によって、また東側を北流する日野川によって、それぞれ画され、南東から北西にかけて緩やかに標高を下げていく緩斜面上に相当することになる。

播沢遺跡について 播沢遺跡は、日野町教育委員会（以下、町教委）が昭和58年度に実施した町内遺跡詳細分布調査のさいに近江鉄道日野駅西側の水田で多量の須恵器・土師器片等が採集されたことを契機として認識された遺跡である（日野町教育委員会編1989）。

昭和61年度に遺跡範囲内を南北に縦断する農道敷において灌漑排水事業が計画されたため、それに先だって町教委により延長約850mにわたって試掘調査が実施された。その結果、路線上の約250mにわたって遺構が確認されたので、同年度に約1500m²を対象として発掘調査が実施された。

昭和61年度調査の概要 このさいの調査は、A区（日野町教育委員会編1991b）、B区・C区（日野町教育委員会編1991a）、D区（日野町教育委員会編2005）に調査区を区分して実施された。A区では13世紀後半頃の掘立柱建物3棟・13世紀前半頃の溝・土坑等が検出され、それらにともなって瓦器・須恵器・土師器が出土した。一方、B区では12世紀末～13世紀前半頃の掘立柱建物2棟・溝・

土坑等が検出され、それらにともなって土師器・黒色土器・須恵器・瓦器・陶器等が出土した。また、C・D区では時期不明の溝等が検出された。以上から、この段階では、播沢遺跡は中世前期の集落であることが判明したといえる。

平成29～令和元年度調査の概要 その後、昭和61年度調査地点に並行するように県道日野徳原線道路整備工事が計画された。この計画に先だち、滋賀県教育委員会事務局文化財保護課（現滋賀県文化スポーツ部文化財保護課）による試掘調査が実施されたところ、町教委による昭和61年度調査区付近を中心に遺構・遺物の分布が確認された（滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編2018・2019）。そのため、平成29年度～令和元年度にかけて滋賀県を調査主体として、公益財団法人滋賀県文化財保護協会を調査機関として事前発掘調査を実施することになった。

【遺構と遺物からみた諸段階】 平成29年度から令和元年度にかけて実施した播沢遺跡の調査地点では、遺構・遺物を確認するにいたった。それらは所属時期から大まかに以下の4段階に区分できた。

〔播沢1段階〕（古墳時代前期）本段階は播沢遺跡において明確な活動痕跡が確認される最初の段階であり、顕著な活動痕跡をしめす段階でもある。ただし、検出遺構は土坑・小穴や流路・溝のみで、明確な居住関連遺構は検出できなかった。各調査区で確認した流路・溝は、調査区西側を蛇行しつつ北流する一条の流路となる可能性がある。西側をこの流路で画された東側の扇状地上に当該段階の居住域の存在が想定された。

〔播沢2段階〕（古墳時代後期）前段階に比して遺構・遺物がとほしくなるが、先述した西側流路にそって溝が出現し、そこから当該期の須恵器や木製刀形代が出土している。

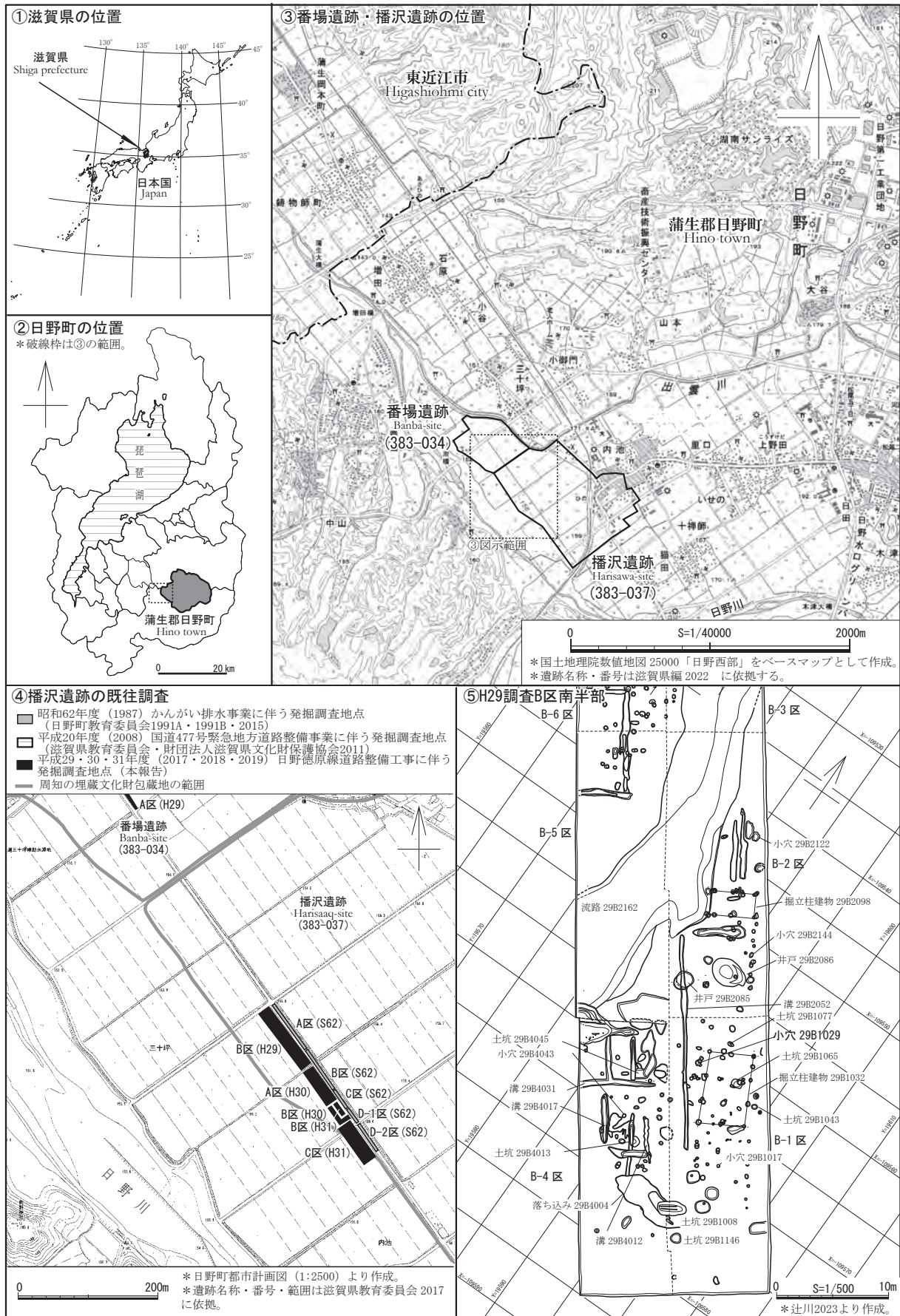
〔播沢3段階〕（平安時代）その後の飛鳥・奈良時代では、若干の遺物をのぞいて活動痕跡はさらにとほしくなる。ようやく当該段階にいたって活動痕跡を確認できるものの、検出遺構は小穴1基にとどまり、積極的な土地利用を想定しがたい。

〔播沢4段階〕（平安時代末～鎌倉時代）平成29年度調査B区南東部で明確な居住関連遺構を確認できた。この東側に隣接する地点での町教委による調査成果もあわせて、当該期に主屋と数棟の副屋・井戸等からなる屋敷地がこの付近に展開する。

3. 事例の情報（図1・2、写真1・2）

遺構の状況 本石製品は平成29年度調査のB-1区小穴29B1029から出土した（図1-④・⑤）。この遺構は平面円形を呈する小穴で、直径約0.4m・深さ約0.13mをはかる。遺構内からは本石製品のみが出土しており、伴出遺物は確認できなかった。

形態と法量 本石製品は円筒形を呈するもので、最大長約8.7cmをはかる。胴部付近に最大径（約7.2cm）があり、両



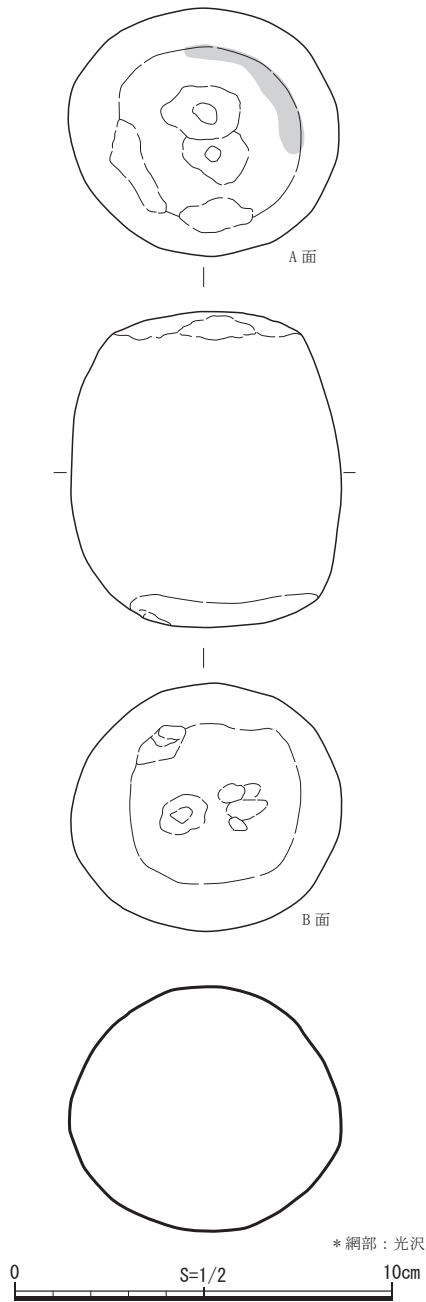


図2 「石杵」状石製品実測図

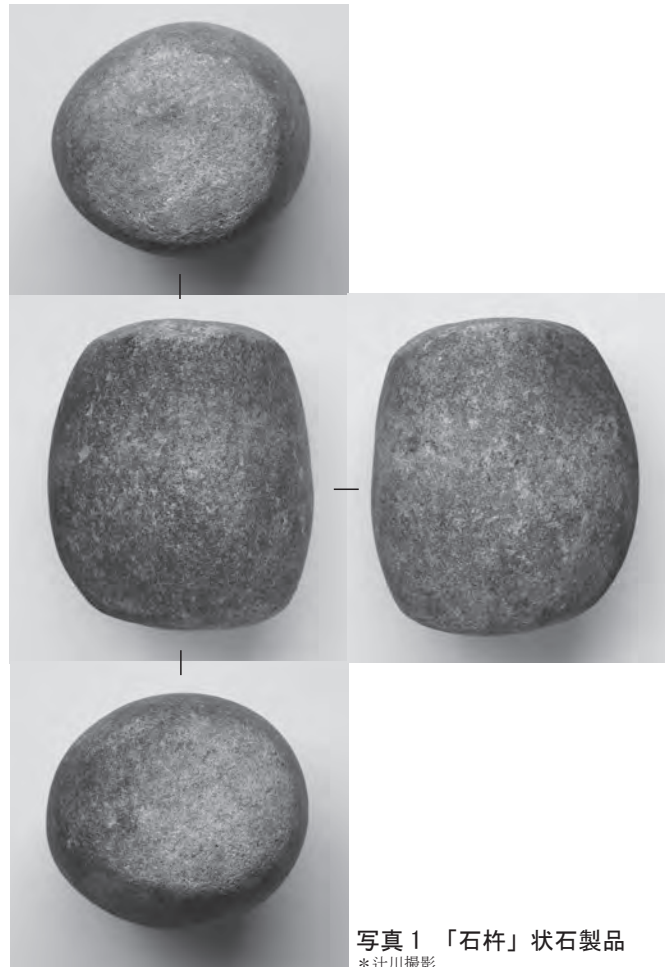


写真1 「石杵」状石製品
*辻川撮影

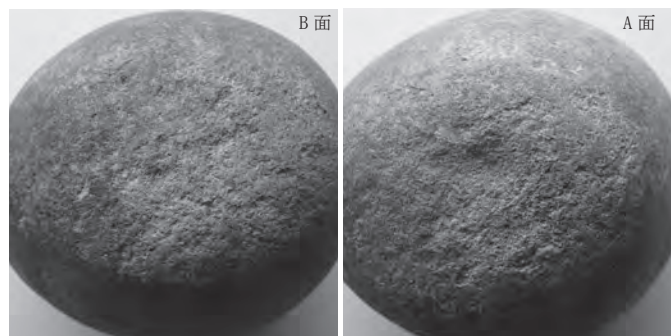


写真2 「石杵」状石製品端面の使用痕跡 *辻川撮影

端部はそれよりも径がちいさく、端部がやや丸みをおびるものの、おおむね平坦な面をなしているの、側面からみると俵形を呈する。重量は600.3gであった。形や大きさについて、感覚的に整理すれば、片手で保持した場合、成人の掌にすっぽりとおさまる程度、といえる。使用時には、円筒形の器体を片手で横から保持した、あるいは上面から掌でつつむように保持したとかがえる。

石材と色調 石材は分析していないので、正確な材質は不明であるものの、全体に緻密な印象をうける。色調については、外側面は赤灰色（10YR8/1）を呈する。一方、両端面は赤みがよわく、より淡く明るい色調（褐灰色

〔10YR6/1〕であった（小山他編著 2004）。

器面の状態 器面の状態は様ではない。また、器面—とくに両端面（図2-A・B面）には、いくつかの明確な器面痕跡が確認できた。そこで、器面状態を確認したのち、端面に確認された器面痕跡について以下に記述する。

【器面状態】円筒形の器体の側面はきわめて平滑である。この平滑さが人為的行為の結果とみるならば、そのようにしあげる行為があったはずである。しかし、それに関連するような器面痕跡は確認できない。よって、消極的ではあるけれども、側面については礫面ととめていけるとかがえる。一方、両端面（A・B面）には、後述する敲打痕等

の器面痕跡が重複しているため、やや複雑であるけれども、それら器面痕跡の間には平滑な面が遺存しており、側面の平滑な面が両端面にもつづいていたとみる。

【器面痕跡】両端面には以下の器面痕跡が確認できた。
〔敲打痕〕これらの敲打痕は、両端面の中央部と外周部に確認できるもので、打撃によって器表面があさく凹んだ程度の痕跡である。さきに色調について、側面よりも両端面の色調がより淡明な色調であるとした。色調の変化範囲と敲打痕の範囲がおおむね重複するので、この色調の相違も敲打行為の結果である可能性がある。

なお、敲打痕を中心に両端面と両側面を対象とし、ルーペ（10×）を使用して全面にわたって肉眼で観察した。けれども、明確な赤色顔料の残存は確認できなかった（2）。
〔光沢〕これらの敲打痕が確認された両端面のうちの一端（図2-A面）には、端面周辺の一部には光沢がみとめられた。これは対象物をすり潰すさいに生じた痕跡の可能性があるのである。敲打痕との先後関係については、確定しがたいものの、敲打痕に後出するようにみえる部分がある。

時期の推定 本例は単独出土品であり、伴出遺物は確認できなかった。また、当該遺構は別個の小穴と重複しているものの、それらからも出土遺物は確認できなかったもので、遺構の重複関係から所属時期を推定することもむずかしい。そのため、次善の策として周辺状況から時期を推定することにした。

この小穴の調査区内での位置はB区南東部に相当する。この付近は、B区中でも遺構が比較的集中して分布するエリアにあたる。周辺の遺構の大半は出土遺物からみて中世前期（播沢4段階）に位置づけられる。けれども、そのなかで古墳時代前期頃の土師器が出土した播沢3段階の遺構（土坑29B 4038・土坑29B 4045）を若干ながらも確認できたことは看過できない。所属時期をかんがえる糸口になるからである。本地区は中世前期の諸遺構を除外すると、明確な活動痕跡は古墳時代前期にしかない。よって、土器類をともしなわないものの、本遺構の時期を古墳時代前期頃に位置づけておくのが現時点では穏当であるとかんがえる。

ここまでのまとめ 本石製品にかんする情報を以下に要約しておく。

- ①集落関連遺構—小穴からの出土品である。
- ②円形の礫の両端を加工した円筒形を呈する石製品であり、器面痕跡として両端面に敲打痕が、それにくわえて片面には光沢部が確認できる。
- ③肉眼観察では赤色顔料の付着は確認できない。
- ④周辺状況から古墳時代前期頃の所産と推定できる。

以上より、本石製品は、古墳時代前期頃の円筒形石製品で、両端面に作業面をもち、片手で保持しつつ、両端面の片面で（おそらく台石上で）対象物を敲打・粉碎し、また両端面の片面の周辺部ですり潰し、対象物を粉末化するた

めの道具であると推定できる。

4. 事例の検討

類似する事例の検索—朱生産にともなう石杵 本石製品に形態的に類似する当該期の石製品を検索すると、まず候補にあがるのが朱生産にともなう「石杵」であろう。これについては、それと組みあう「石臼」とともに、先学によって研究が積み重ねられてきた。これらのなかから、主要な研究成果を確認したうえで、本石製品の位置づけについて検討したい。

従来の認識 弥生時代から古墳時代にかけての墳墓をふくむ諸遺跡から「石杵」とともに、それにともなう「石臼」が出土することが知られていたが、当初は穀物の加工具や調理具とかんがえられていた。

【市毛勲氏の論説】しかし、市毛勲氏は赤色顔料の材料である辰砂をすり潰して朱を生産する道具として位置づけた（市毛1975）。とくに、墳墓出土事例から葬送用の朱生産を想定している。このような葬送儀礼とかかわりのある朱生産という脈絡での市毛氏による位置づけはこれ以降の研究方向を規定することになった。

【本田光子氏の論説】本田光子氏は、弥生時代から古墳時代の石杵について専論を示した（本田1990）。本田氏は、弥生時代から古墳時代にかけての石杵例を全国的に集めたうえで、石杵（3）と石臼を分類し、時間的変遷の大枠をあきらかにした。このうち、整美に整形されたものや、整形度はひくい敲打痕のない例は古墳時代に前期後半を中心に確認されたとした。

【石井智大氏の論説】石井氏は、古墳時代前期における水銀朱使用の変化とその背景をしめすために、古墳時代に出現する整美に整形された石杵・石臼に着目し、その成立過程を検討した（石井2019）（4）。その結果、これらは弥生時代の石杵・石臼を基本として、儀礼用具としての性格を強化し、古墳時代前期前葉に成立したこと、その背景には初期ヤマト政権を中心とした儀礼様式の整備があったことを想定した。

【西本和哉氏の論説】西本氏は、弥生時代後期から古墳時代中期の墳墓に、葬送用の朱精製に使用される石杵・石臼がもちこまれる背景について検討するため、石杵・石臼の通時的関係を整理したが、悉皆的な使用痕分析の結果、模造品以外の全資料が一定期間使用された実用品とみた（西本2022）（5）。

比較と検討 これらの先行研究にもとづくと、本例は、本田氏の分類では「棒状石杵」に、石井氏の分類では「不整形棒状石杵」に、西本氏の分類では「I a類」にそれぞれ相当する。各氏の分類案でも、朱精製に使用された石杵の範疇でとらえられることになる。よって、赤色顔料の付着は確認できなかったものの、形態面からは朱精製のための石杵と想定することも可能であろう。ただ、その場合、先

行研究における認識と若干の相違点があるので、それについても整理しておきたい。

まずは両端面に確認された使用痕についてである。朱精製具としての石杵の使用痕については、赤色顔料の付着の有無以外に、使用時に台石や対象物と接触することによって石杵の作業面になんらかの痕跡がのこされるはずである。このような使用痕について、先学の諸論説では、「使用痕」や「摩耗」等と記述され、また実測図には擦痕と目される線状表現がしめされているが、それ以上には具体的な記述を見いだしがたい。ちなみに、本石製品には線状の擦痕を確認できない。また、確認できた光沢についても先行論説には明確な記述がない。

さらに、作業面にのこる敲打痕については、さき使用痕とかがえた。しかし、先行研究では、かならずしも使用痕とはとらえられていない。石井氏は、こうした敲打痕について、作業面を作出するさいの整形痕跡とみなしている（石井 2019）。それにたいして、西本氏は、敲打痕がのこる例は敲石の転用品であり、転用前の敲石としての使用時にのこされた痕跡と解釈する（西本 2022）。

このように石井氏と西本氏とでは敲打痕の位置づけが一致していない。ただし、石杵としての使用時にのこされた痕跡（使用痕）ではなく、先行する段階で器面にのこされた痕跡と理解する点では共通する。

ひるがえって、本石製品についてみると、のこされた敲打痕が作業面整形時の痕跡なのか、それとも転用される以前の敲石段階でのこされた痕跡であるのか、ここでは断断できないものの、両氏の解釈にもとづけば、敲打痕について一定説明は可能となる。ただし、もう一つの器面痕跡である光沢については、朱精製作業による痕跡なのかどうか、他事例との比較ができていないので現状では判断しがたい。

検討の結果 以上から、主として形態面からみて本石製品が朱精製にかんする道具の一つである石杵としてとらえる可能性は否定できないことになる。しかし、朱精製に供された直接的な痕跡である赤色顔料の付着を現状では確認できなかったこと、形態的に整美に整形された専用品ではなく、通有の磨石としての使用も想定される「共用形態」（石井 2019）であること、などの点で通有の磨石であった可能性もまた否定することはできない（6）。このような点を考慮して、ひとまずは本例を「石杵」状石製品と仮称しておきたい。

5. おわりに

以上、播瀬遺跡の調査報告書で報告を遺漏した「石杵」状石製品について報告してきた。とはいえ、冗長な記述にもかかわらず、本例について解明をなしえていない点は十分に承知しているが、ひとまずは本稿での報告によって遺漏の責を塞ぎたい。なお、本稿で解明できなかった課題に

については、今後も検討することを期すしだいである。

〔謝辞〕

本稿の執筆にあたっては、松室孝樹・内田保之・瀬口眞司・中村健二・堀 真人の各氏からのご指導をえた。記して厚く謝意を表するしだいである。

註

- (1) 以下、本章の記述は報告書（辻川 2023）にもとづく。
- (2) 実体顕微鏡等によって高倍率で検眼すれば顔料を検出できる可能性はのこる。
- (3) 本田氏は、石杵について、形態から棒状と L 字状の二種に分類している。
- (4) 石井氏は、検討の過程で石杵を形態から分類した。石井氏によると、「石杵」とされる石製品のなかには「石杵・石臼特有の形態を呈するものと、通有の磨石・台石と区別できないものが含まれて」おり、「赤色顔料の付着の有無のみで分類が変わることになるため、問題がある」とする（p90）。そこで、氏は、石杵・石臼については用途をふまえた分類にもとづくべきであるとして、石杵・石臼を「赤色顔料を磨り潰すために用いられた弥生・古墳時代の石製品」と定義した（p90）。

具体的には、赤色顔料を磨りつぶすための最重要な機能は作業面に集約されるとして、作業面の存在を専用形態の石杵を特徴づける主要な要素とみて、明確な作業面を有するものと有しないものに大別した。さらに、前者は全体が L 字状石杵と、円礫状の円形石杵に分類でき、両者ともに水銀朱精製専用形態の石杵とみた。

一方、作業面が円形に近く、平坦もしくはゆるやかに突出し、縦長の棒状を呈するものがあり、棒状石杵とした。さらにこの棒状石杵を、敲打・研磨による丁寧な整形が全体になされた整形棒状石杵と、作業面以外は整形されずに原材の形状をとどめる不整形棒状石杵に区分した。このうち整形棒状石杵には水銀朱が付着する例がおおく、水銀朱精製専用形態とみた。

さらに、明瞭な作業面を有しない例は、ほとんど不定形な円礫等を無加工のままに利用したもので、通有の磨石・敲石と形態上の区別がない共用形態であり、これを不定形石杵とした。不定形石杵は、原材の形態から、円礫状不定形石杵と、棒状不定形石杵に細分した。

- (5) 西本氏は、石杵と石臼について、形態に着目した分類をこころみた。そのうち、石杵については「角のない丸みをもつ」ものをⅠ類とし、縦長の例（Ⅰ a 類）と円礫状を呈する例（Ⅰ b 類）に細分する。さらに「両端部に厚みの差が少ない寸胴形」をⅡ類に、「L 字状を呈するもの」をⅢ類とした。
- (6) さらに、既往例との相違点をくわえておく。本製品には、確実に円筒形の器体の両端部に作業面がある。つまり一個体に 2 面の作業面をもつ。しかし、現状で確認され、朱精製に関連すると目される石杵には、明確に 2 面の作業面を有する例は確認しがたい。

文献一覧

- 石井智大（2019）「古墳時代石杵・石臼の成立からみた水銀朱使用の画期とその背景」『考古学研究』66-3 考古学研究会
- 市毛 勲（1975）『朱の考古学』雄山閣
- 小山正忠・竹原秀雄編著（2004）『標準土色帳』日本色研事業株式会社
- 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編（2018）「第2章 調査の内容 第13節 日野町番場遺跡・播沢遺跡試掘調査」『滋賀県内遺跡発掘調査報告書（平成28年度埋蔵文化財緊急調査国庫補助事業（県内遺跡発掘調査等））』滋賀県教育委員会
- 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編（2019）「第2章 調査の内容 第16節 蒲生郡日野町播沢遺跡試掘調査」『滋賀県内遺跡発掘調査報告書（平成29年度埋蔵文化財緊急調査国庫補助事業（県内遺跡発掘調査等））』滋賀県教育委員会
- 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課編（2022）『令和3年度 滋賀県遺跡地図』滋賀県
- 辻川哲朗（2023）『番場遺跡・播沢遺跡』（県道日野徳原線道路整備工事に伴う発掘調査報告書）滋賀県文化スポーツ部文化財保護課・公益財団法人滋賀県文化財保護協会
- 西本和哉（2022）「弥生・古墳時代の墳墓に持ち込まれた朱の生産具」『考古学研究』69-3 考古学研究会
- 本田光子（1990）「石杵考」『古代』90 早稲田考古学会
- 日野町教育委員会編（1989）『日野町内遺跡詳細分布調査報告書 昭和63年度版』日野町教育委員会
- 日野町教育委員会編（1991a）「第1章 播沢遺跡」『日野町埋蔵文化財発掘調査報告書第7集』日野町教育委員会
- 日野町教育委員会編（1991b）「第3章 播沢遺跡」『日野町埋蔵文化財発掘調査報告書第8集』日野町教育委員会
- 日野町教育委員会編（2005）「第2章 播沢遺跡」『日野町埋蔵文化財発掘調査報告書第22集』日野町教育委員会

（つじかわ てつろう：調査課 課長補佐）

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.36 2023.3

私たちは文化財をととして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages